

環水大総発第 120330003 号
環水大大発第 120330004 号
環水大水発第 120330017 号
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県・政令指定都市・中核市
ダイオキシン類対策担当部（局）長 殿
都道府県・大気汚染防止法政令市
大気保全担当部（局）長 殿
都道府県・水質汚濁防止法政令市
水質保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局

総務課長

大気環境課長

水環境課長

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の届出
対象施設の設置等に係る届出事務処理短縮への取組について

日頃から環境保全行政に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 4 月 8 日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、大
気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要となる手続きの迅
速化について、「グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60 日の審査期間を
短縮する措置を実施するよう地方公共団体に周知するとともに、事業者との相談体制
の整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応を行え
るよう必要な方策を講じる」こととされました。

これを受け、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び水質汚濁防止法（昭和

45 年法律第 138 号) (以下「大気汚染防止法等」という。) に基づき届出が必要な施設の設置及び構造変更等について、事務処理の迅速化に資する取組や工夫の事例を整理し、また、審査事務に係る照会事例等 (以下「事務処理の迅速化に資する取組等」という。) を別紙のとおり取りまとめました。

については、大気汚染防止法等の届出に関する措置について、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」(平成 9 年 9 月 24 日付け環大規第 232 号・環水規第 309 号) により既に貴職あて通知しているところですが、貴職におかれましては事務処理の迅速化に資する取組等を参考に引き続き審査期間の短縮に努めるようお願いいたします。

また、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) に基づく届出対象施設の設置・構造変更等の届出についても、同様の趣旨から、事務処理の迅速化に資する取組等を参考に、審査期間の短縮に努めていただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

大気汚染防止法Q & A集

環境省水・大気環境局大気環境課

日ごろから疑問に感じている事項及び自治体担当者や事業者から環境省に寄せられているばい煙排出規制に係る大気汚染防止法令の疑義を分野別に取りまとめ、回答を整理した。

なお、整理した分野はばい煙発生施設に関連する事項とした。

表 整理したQ & Aの内容

分野区分	整理したQ & Aの内容
1. 定義 (法 2 条関連)	(1) ばい煙発生施設 (2) 重油換算の方法 (3) 火格子 (4) 焼却能力
2. 排出基準 (法 3 条、法 4 条関連)	(1) 排出口 (2) K 値規制 (いおう酸化物の排出基準)
3. 総量規制基準 (法 5 条の 2 関連)	(1) 総量規制基準の算定方法
4. ばい煙発生施設の 設置の届出 (法 6 条関連)	(1) 届出全般 (2) 複合施設の取扱い (記載値) (3) 変更届出
5. ばい煙量等の測定 (法 1 6 条関連)	(1) 測定回数 (2) 測定方法 (3) 測定結果
6. 事故時の措置 (法 1 7 条関連)	(1) 特定施設

1. 定義（法2条関連）

(1) ばい煙発生施設

①規制対象について

- a. ばい煙発生施設に脱臭炉が設置されている。脱臭炉では消化ガスを燃料としてバーナーによる燃焼を行い、脱臭している。燃料使用量は、重油換算で 50L/h 以上となるが、ばい煙発生施設に該当するか。
- b. ばい煙発生施設からの排ガスについて、排ガス処理後に白煙防止装置を設置している施設がある。構造は直火炉型で、バーナー燃焼により白煙防止を図っている。燃料使用量は重油換算で 50L/h 以上となるが、ばい煙発生施設に該当するか。

●回答

- a、b：ばい煙発生施設の排ガスを処理するための施設は、施行令別表第1に該当する施設がないため、ばい煙発生施設にはあたらない。

(2) 重油換算の方法

①LPGの重油換算の方法

LPGを燃料として使用する金属溶解炉の規模要件の判断において、バーナーの燃焼能力を重油換算する場合、LPGの発熱量を液体、気体のどちらで算出すべきか。

●回答

昭和46年8月25日付け、環大企第5号第1の2に示す燃料の燃焼能力の重油換算に係る取扱いのうち、重油10Lあたりが、ガス燃料16m³に相当するものとして取り扱われたい。なお、ガス燃料となるかは、標準状態（1気圧、温度零度）の状態判断するものとする。

(3) 火格子

①一部傾斜した火格子について

一部が傾斜していて、全体の水平投影面積は、規模要件に満たない施設があるが、これはばい煙発生施設に該当しないのか。

●回答

該当しない。

②火床について

ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉について、空気の供給量や火床の穴の面積が、実際の火格子燃焼方式のものより小さく異なる場合でも、少しでも火床の穴から空気を供給していれば火格子とみなしてよいか。

●回答

火床の板に穴が開いていて、下から空気を供給することができるものは、火格子として取り扱ってきている。なお、この場合の火格子面積は、炉床面積を火格子面積として取り扱うこと。

(4) 焼却能力

①焼却能力について 複数の廃棄物（廃プラスチック、汚泥、紙ごみ）を様々な割合で同時に焼却処理できる炉の場合、何を燃やすかによって焼却能力（kg/h）も変化する。どのように判断すればよいか。
●回答 1時間あたり最大の処理量で判断すべきである。

2. 排出基準（法3条、法4条関連）

(1) 排出口

①煙突高さの求め方 ばい煙発生施設のSO _x 排出基準を計算する際、斜め吹き出しの煙突から排出されるSO _x 排出基準の計算方法について、計算式が存在しないことから、どのような計算方法をとるべきか。
●回答 変形煙突であるとして、 $H_e = H_0$ としても差し支えない。なお、 H_m 、 H_t が客観的に見て正しく算出されるのであれば、その値を用いてもよい。 基本的には排出口の向き（角度）に応じた排煙上昇高さ（垂直成分）を求め、有効排出口高さを求めればよいと思料するが、排ガス流速、排ガス温度も考慮したうえで判断されたい。

(2) K値規制（いおう酸化物の排出基準）

①市町村合併後のK値 市町村合併後のK値はどのようにすればよいか。また、元の市町村名が残る場合ではなく、新たな市町村名ができる場合はK値をどのようにすればよいか。
●回答 市町村合併が行われた場合のK値適用については、合併する前に各々の地域（市町村）に適用されていたK値が合併後においても適用される。 「大気汚染防止法施行令別表第3」に掲げるK値は同表の備考に、「この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。」とされており、その後行政区画変更があった場合は、昭和51年9月1日時点の地域に該当するK値を適用することとなる。

3. 総量規制基準（法5条の2関連）

(1) 総量規制基準の算定方法

①原燃料の使用量について

「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（昭和50年2月24日、環大規第24号）第3の1(2)によれば、

- ・ Wの値は、原則として定格の原燃料使用量とすること
- ・ ただし、定格使用量と通常の使用量（季節別、昼夜別に変動がある場合には変動する量の最大値）に大きな差があり、定格使用量を用いると不公平が生じる場合には、通常使用量を用いることができる

とされている。

年数回の施設立ち上げ時にのみ補助バーナーを使用する施設については、補助バーナー分を加えた燃料使用量を「通常の使用量」とみなしWとすべきか。

●回答

通常、ばい煙発生施設の規模要件の算定等に当たっては、立ち上げ時のみの補助バーナーの燃料は燃料使用量から除いている。また、(b)の記述は、定格使用量と比べ、通常の使用量が少ない場合に勘案すべき事項である。従って、補助バーナー分を含めない「定格燃料使用量」をWとされたい。

②2つの指定地域となる場合の扱い

同一の工場で、指定地域をまたがって、ばい煙発生施設を設置する場合、総量規制基準はどのように設定すべきか。

●回答

総量規制基準は、指定地域において指定ばい煙を排出する工場又は事業場（特定工場等）において発生する指定ばい煙について定められているので（法第5条の2参照）、照会の例のように同一の工場が2つの指定地域の境界をまたがっている場合には、総量規制基準等はそれぞれの指定地域内にある施設について別々に適用されることとなる。

4. ばい煙発生施設の設置の届出（法6条関連）

(1) 届出全般

①同一施設の届出について

廃止届出を行ったが撤去していない焼却炉について、事業者のその後の事情変化により、再度使用する場合に、設置届出、使用届出のいずれになるか。

●回答

設置届出が必要である。法第11条に規定する廃止届け出は、一般的には撤去する場合を含め、ばい煙発生施設を永久に使用しない又はばい煙発生施設をばい煙発生施設の用途として使用しない場合に行う手続きである。また、法第7条第1項に規定する届出は、既設で法規制対象外のばい煙を排出する施設が、法改正等により法規制対象のばい煙発生施設となった場合に行う手続きである。照会のあった施設は、そもそも法規制対象であるものを廃止したものであるから、当該施設の使用にあたっては、法第6条に基づく新たな設置届出が必要である。その際には、当然のことながら、当該施設の排出基準は、最新の基準が適用される。

②情報公開請求について

大気汚染防止法に基づく届出書の情報公開要望が住民から出されているが、開示して良いか。

●回答

公開条例等により、判断されたい。

(2) 複合施設の取扱い（記載値）

①集合煙突の排ガス量

1つの煙突に2つの施設の排ガスが流れ込む場合の排出ガス量の届出をどのようにすべきか。

●回答

届出は施設の排出ガス量を把握するものであるため、それぞれの施設単体の排出ガス量を記入されたい。

(3) 変更届出

①仮設煙突の取扱い

煙突の建て替え工事期間中に仮設煙突から排煙する計画がある。

(a) 仮設煙突についても変更届出が必要か。

(b) 仮設煙突が低くてK値をクリア出来ない場合認められるか。

●回答

(a) 法第6条第1項の4号～6号に掲げる事項に変更がある場合には、原則として変更届出が必要である。

(b) 認められない。

②同一仕様の煙突立て替えについて

煙突を老朽更新で立て替えた。この際に立て替えた煙突が立て替え前の旧の煙突の仕様（同じ場所、同一構造、同じ高さ）と同じものとなっている。この際に大気汚染防止法第8条（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出）に基づく、変更届出は必要となるか。

●回答

様式第1別紙3の「設置年月日」が変更される場合にあっては、法第8条（ばい煙発生施設の構造の変更の届出）に基づき、施設の変更の届出が必要となる。

5. ばい煙量等の測定（法16条関連）

(1) 測定回数

①休止中の取扱い

大気汚染防止法施行規則第15条では「1年間につき継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上」とあるが、1年以上休止中の施設も測定は年1回以上なのか。

●回答

休止中の施設は、ばい煙を排出しないため、測定の必要はない。

(2) 測定方法

①自動測定器の取扱い

総量規制等で、事業者が自動測定器を設置しているが、その結果をもって法第16条で定めるばい煙量等の測定を行ったとみなせるのか。

●回答

自動測定結果の取扱いについて、施行規則に定める測定方法として認められている分析法であれば、その結果を法第16条で定めるばい煙量等の測定に用いることは差し支えない。ただし、SO_xに関しては、SO₂からSO_xへの換算が必要であることから、排ガスのSO_xとSO₂の比率が一定である場合に限られること、排ガス量の測定を併せて行い、単位換算することなどが必要となる（昭和46年8月25日、環大企第5号）。

②複数ある排出口の選定について

排出口（煙突経路）が2箇所あるばい煙発生施設の測定について、次のいずれで指導すればよいか。

(a)各々の排出口で測定させる。

(b)両方を測定してみて同一の性状と認められれば片方のみで測定する。

●回答

排出口すべてについて排出基準を満たすことが必要である。

③複数ある排出口の選定について

1つの施設が複数の排出口を有するときには、個々の排出口ごとに測定すべきであるが、施設構造上ばい煙濃度が最も高いと推察される排出口が明確な場合、その排出口で基準を満足していれば他の排出口で測定をする必要はないと考えるがどうか。

●回答

排出口すべてについて排出基準を満たすことが必要である。

(4) 測定結果

①計量証明について

社内分析による結果について計量証明が必要か。

●回答

環境計量証明書は、施行規則で定める測定方法による社内分析の結果を法第16条に定めるばい煙量等の測定結果とする場合は不要であるが、第三者に委託等を行う場合には計量法の規定により計量証明書が必要である。

②電子ファイルによる保存について

大気汚染防止法第16条のばい煙等の測定結果を電子ファイルで保存してもよいか。

●回答

大気汚染防止法第16条で「ばい煙排出者は環境省令で定めるところにより、…、その結果を記録し、これを保存しなければならない。」と記述され、大気汚染防止法施行規則第15条第2項第1号で「前項各号の測定（…）の結果は、様式第7によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。」同項第2号で「前項第1号及び第4号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を3年間保存すること。」と記述されている。大気汚染防止法施行規則第15条第2項第1号若しくは、第2号に定められた様式の型式、内容を記載できれば電子ファイルで保存することも可能と考える。

6. 事故時の措置（法 17 条関連）

(1) 特定施設

①特定物質の発生について

大気汚染防止法第 17 条には「…物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち…政令で定めるもの「特定物質」を発生する施設「特定施設」…」と規定されている。特定物質として、掲げられているものを原料として扱う施設は、特定施設となるか。

●回答

政令に定める 28 物質のうちいずれかが物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生するおそれのある施設はすべて含める。

届出事務の処理の迅速化に係る参考資料（水質汚濁防止法関連）

平成 24 年 3 月
環境省水・大気環境局水環境課

平成 24 年 3 月 30 日付け環水大総発第 120330003 号・環水大大発第 120330004 号・環水大水発第 120330017 号において通知した、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく届出の審査期間短縮に資する取組や工夫の事例を収集・整理するとともに、過去の照会事例等を取りまとめた参考資料のうち、水質汚濁防止法関連のものは下記の通りです。

記

- 別添 1 - 1 水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務処理短縮への取組状況について（調査結果とりまとめ）
- 別添 1 - 2 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置等届出書に係る審査内容チェックリストの例について
- 別添 2 水質汚濁防止法に基づく特定施設の解釈に係る疑義照会事例について

以上

水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務処理短縮への
取組状況について（調査結果とりまとめ）

平成 23 年 12 月 9 日付け環水大水発第 111209001 号「水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務処理短縮への取組状況調査について（依頼）」により依頼した、水質汚濁防止法第 5 条及び第 7 条に基づく届出に係る事務処理について、審査期間短縮に資する各自治体の取組状況の調査結果は以下の通りです。

貴都道府県市におかれましては、本調査結果を参考とし、今後も引き続き、届出事務の処理の迅速化を図っていただきますようお願いいたします。

【調査結果】※調査実施対象自治体数：155（47 都道府県＋108 政令市）

1. 各自治体で現在実施している、届出審査短縮に係る取組の状況

	取 組 内 容	実施自治体数
(a)	届出書の記載事項について、審査担当者から届出者へ事前指導を行っている。	136
(b)	届出書様式への記入例を窓口等で配布している。	87
(c)	届出書様式への記入例を自治体ホームページ等に掲載している。	58
(d)	届出対象施設等の現場視察を行う。	30
(e)	審査担当者用に、審査手続きに係るマニュアルを作成している。	56
(f)	審査担当者用に、過去の審査事例を検索可能な形で整理・データベース化している。	20
(g)	審査担当者を複数配置している。	79

2. 各自治体で現在実施している、届出審査短縮に係る取組におけるポイント

	1. の各取組におけるポイント（着目すべき点、工夫を行っている点）
(a)	<p>自治体側の届出受理・審査に係るポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 書類の不備による遅延が生じないように、届出書案の段階で事業場担当者へ事前指導を実施し、記載ミスの有無や添付資料の過不足の確認、届出概要の事前把握を行い、届出受理後の審査の円滑化を図っている。 ➤ 届出のあった施設が排水規制及び地下浸透規制の対象となるかについての審査を効率的に行うため、当該施設の概要、有害物質使用の有無、事業場全体の業務内容を確認する。 ➤ 処理後の排水が排水基準に適合するかについての審査を効率的に行うため、排水処理施設（処理方法、処理能力等）、汚水等の汚染状態及び量、排出水の汚染状態及び量を確認する。 ➤ 特定施設における水のフローを把握するため、取水の状況、排水系統、排出先、用水量と排水量の整合性を確認する。 ➤ 排水量が妥当であるか効率的に判断できるよう用水の形態等を確認し、排水量の算定の根拠を示すよう指導している。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査の効率化のため、給排水経路や特定施設の位置等が分かりやすい資料の作成を事業者に依頼している。 ➤ 下水道法の届出の有無を確認し、処理後の排水が排水基準に適合するかについての審査を効率的に行っている。 ➤ 既存の施設についても届出漏れがないか確認するため、届出者が行っている事業について、届出対象施設を含めた作業工程を提示してもらう。 ➤ 有害物質を含む薬品等を使用する場合、当該薬品等に含まれる有害物質の確認が効率的に行えるよう、当該薬品等のMSDSを添付するよう指導している。
事業者側の書類作成・届出に係るポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 届出の多い種類の特定施設について、記入例を作成し、届出者へ例示している。 ➤ 届出書の書き方の説明、事業者からの疑問点の確認を行い、事業者において理解不足が生じないように努めている。 ➤ 届出に必要な書類の一覧表（チェック票）を手交している。 ➤ 過去に届出があった場合、代表者変更や承継が未届けでないか確認するため、氏名や住所等の変更の有無についても確認している。 ➤ 開発許可の申請等の協議の際には、水質汚濁防止法に基づく届出が必要な施設の有無を確認し、該当があれば指摘することで、当該施設の着工前に余裕を持って水質汚濁防止法に基づく届出も出してもらうようにしている。
(d)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 届出者が作成した届出書類案と現場の状況を照合している。 ➤ 既設の特定施設について変更届出を行う場合、施設の設置場所、施設の使用状況、使用する物質、排水処理施設の稼働状況、排水量等について届出内容と実態に相違がないか確認している。 ➤ 新設の届出があった特定施設の着工の有無、有害物質の使用場所、排水処理方法、給排水経路、排出水の汚染状態及び量、排出先、地下浸透可能性の有無等について確認する。 ➤ 既存の特定施設数の増減の有無、排水量の増減の有無、排水処理方法、有害物質の使用の有無等について確認する。 ➤ 既存の施設に届出漏れがないか確認するため、現場の視察に当たっては、水質汚濁防止法の届出対象施設のみに限らず、工場・事業場全体の状況を把握するよう努めている。
(e)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 記載例を用いて、確認事項を付記している。 ➤ 記載内容のチェック表を使用している。（届出様式ごとに作成している場合や、審査の手順に合わせて作成している場合等がある。別添1-2参照。） ➤ 水質汚濁防止法以外の法令に基づき必要とされる届出等の漏れを防ぐため、他法令の内容についても記載している。 ➤ 審査様式を作成し、必要事項を記入することで基本的な審査が完了するよう工夫して

	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 届出審査事務処理要領に実施制限期間の短縮通知を行う処理手順、審査事項及び留意事項について記載している。 ➤ 届出者に「実施制限期間短縮願」を添付させることで、期間短縮を図る必要性の高いものを把握し、法第9条第2項の規定を円滑に運用している。 ➤ 年度当初に新任担当者向けに届出マニュアルを使った研修会を開催し、届出担当職員の事務処理の迅速化に努めている。 ➤ 着任後間もない職員であっても活用が可能な、平易なマニュアルとしている。
(f)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査において必要な国又は県の通知を検索している。 ➤ 届出事項の詳細を電子化して管理しており、事業場名、事業場所在地、届出年度、特定施設の種類の種類、排水量、業種等による検索を可能としている。 ➤ 事業場ごとに、これまでの届出をまとめて検索することが可能としている。

3. その他、届出の審査期間短縮に資する取組や工夫

- 事業場への立入検査時に、特定施設の更新予定等を確認し、更新の予定等があれば、事業者に対して届出が必要である旨指導している。
- 変更届出に当たっては、変更部分が明確となるよう、変更前と変更後が一目で分かる図面を用意してもらっている。
- 確認ミスを防ぐため、届出に関するデータをシステムに入力し、排水基準等の適合状況について人による確認と電子機器による確認を併せて実施している。
- 事業者側の書類作成の事務負担軽減等のため、下水道法の届出がある事業場については、添付する書類の一部は下水道法の届出時に使用したもののコピーでも可としている。
- 届出者に対し、書類が完備できていない状態でも、事前に相談するよう指導している。
- 施設の廃止や氏名等の変更等変更内容が簡易な届出については、審査表の簡素化や決裁過程の短縮等による審査の簡略化を図っている。
- 処理状況を把握するための受付表を作成し、審査スケジュールの管理を行っている。
- 届出の審査を担当する係員全員の指導能力や審査能力の向上を図るため、各担当者による審査内容の報告と確認を行う審査会を毎週開催しており、結果として審査期間短縮に資している。

【参考】

今般の調査で収集した、平成 22 年度分の水質汚濁防止法第 5 条及び第 7 条に基づく届出の審査に要した日数等に係る調査の結果概要は下表の通りです。(通知数：法第 9 条第 2 項に基づく実施制限期間短縮通知数)

表 1 届出数と通知数の審査日数別内訳

審査日数	0～10 日	11～20 日	21～30 日	31～40 日	41～50 日	51～60 日	合計
届出数	4,599 (52.1%)	1,994 (22.6%)	967 (11.0%)	527 (6.0%)	270 (3.1%)	463 (5.2%)	8,820 (100.0%)
通知数	1,959 (50.2%)	979 (25.1%)	506 (13.0%)	255 (6.5%)	126 (3.2%)	77 (2.0%)	3,902 (100.0%)

表 2 実施制限期間短縮に係る通知がなされなかった理由

実施制限期間短縮通知がなされなかった理由	件数
通知ではなく、口頭等で伝えている	177
事業者からの要望がなかった（着工予定日が届出から 60 日以降）ため省略した	974
審査が届出後 60 日近くまでかかったため省略した	64
届出時点で、工事を着工又は設置済みのため通知が出せなかった	3,314
他の法律により通知が送付されているため省略した	98
その他	137
合計	4,764

水質汚濁防止法に基づく特定施設設置等届出書に係る
審査内容チェックリストの例について

平成 23 年 12 月 9 日付け環水大水発第 111209001 号「水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務処理短縮への取組状況調査について（依頼）」により依頼した、水質汚濁防止法第 5 条及び第 7 条に基づく届出の審査期間短縮に資する取組事例のひとつとして、特定施設設置等届出書に係る審査内容のチェックリストを作成しているとの回答が複数ありましたので、その具体例を別紙の通り添付します。

なお、どの自治体が作成したものか特定されないよう、チェックリストを提供して頂いた自治体に固有の情報については一部改編してあります。

水質汚濁防止法に基づく特定施設設置等届出書に係る審査内容チェックリスト
 (例1:届出書別紙毎のチェック事項)

	審査事項	適否	備考
様式第1	様式第1号を使用しているか。		
	見え消しにより届出条項を明確にしているか。		
	市長名が記載されているか。		
	届出義務者は適正であるか。		
	押印または自筆の署名があるか。		
	工場または事業場の名称、所在地が記載されているか。		
	特定施設の種類の記載されているか。		
別紙1	工場又は事業場における施設番号が記載されているか。		
	特定施設番号及び名称が記載されているか。		
	型式が記載されているか。		
	構造が記載されているか又は図面等により明確になっているか。		
	主要寸法が記載されているか又は図面等により明確になっているか。		
	能力が記載されているか又はカタログ等により明確になっているか。		
	配置が記載されているか又は図面により明確になっているか。		
	(第6条)設置年月日が記載されているか。		
	(第5条、第7条)工事着手、工事完成及び使用開始年月日が記載されているか。		
	工事着手、工事完成及び使用開始年月日が届出日の60日後以降か。		
その他参考となるべき事項に新設等の別、変更の要点、有害物質の汚染防止措置の記載があるか。			
別紙2	工場又は事業場における施設番号が記載されているか。		
	特定施設番号及び名称が記載されているか。		
	設置場所が記載されているか又は図面により明確になっているか。		
	操業の系統を記載したフローシートの添付があるか。		
	使用時間間隔が記載されているか。		
	1日当たりの使用時間が記載されているか。		
	原材料等の種類、使用方法及び1日当たりの量が記載されているか。		
	原材料等の有害物質含有の有無、濃度が明確か。		
	汚水、廃液の汚染状態が記載されているか。		
	汚水、廃液の汚染状態には、排出するおそれのある項目等が全て記載されているか。		
	汚水、廃液の量が記載されているか。		
その他参考となるべき事項に変更の要点、特定施設以外での有害物質の使用状況等の記載があるか。			

	審査事項	適否	備考	
別紙 3	工場又は事業場における施設番号が記載されているか。			
	処理施設の設置場所が図面により明確になっているか。			
	(第6条)設置年月日が記載されているか。			
	(第5条、第7条)工事着手、工事完成及び使用開始年月日が記載されているか。			
	工事着手、工事完成及び使用開始年月日が届出日の60日後以降か。			
	種類及び型式が記載されているか又はカタログ等により明確になっているか。			
	構造が記載されているか又はカタログ等により明確になっているか。			
	主要寸法が記載されているか又は図面等により明確になっているか。			
	能力が記載されているか。			
	処理施設の設計計算書の内容は適正か。			
	工事着手、工事完成及び使用開始年月日が届出日の60日以降か。			
	処理の方法が記載されているか。			
	処理の系統を記載したフローシートの添付があるか。			
	集水及び導水の方法を記載した図面の添付があるか。			
	使用時間間隔が記載されているか。			
	1日当たりの使用時間が記載されているか。			
	原材料等の種類、使用方法及び1日当たりの量が記載されているか。			
	原材料等の有害物質含有の有無、濃度が明確か。			
	汚水、廃液の汚染状態が記載されているか。			
	汚水、廃液の汚染状態には、排出するおそれのある項目等が全て記載されているか。			
	汚水、廃液の量が記載されているか。			
	残さの種類等の記載があるか。			
	排出水の排出方法の記載があるか。			
	その他参考となるべき事項に新設等の別、変更の要点等の記載があるか。			
	別紙 4	工場又は事業場における施設番号が記載されているか。		
		排出水の汚染状態が記載されているか。		
		排出水の汚染状態には、排出するおそれのある項目等が全て記載されているか。		
排出水は排水基準に適合しているか。				
排出水の量が記載されているか。				
排出水の汚染状態及び量は、別紙2、3及び6と整合性がとれているか。				
雨水排水口を含めた全ての排水口が記載されているか。				
その他参考となるべき事項に必要事項が記載されているか。				

	審査事項	適否	備考
別紙6	用水及び排水の系統が記載されているか。		
	排水の汚染状態及び量は、別紙2、3及び4と整合性がとれているか。		
	用途別用水量の記載があるか。		
添付書類	特定施設の構造図		
	特定施設等配置図		
	操業の系統		
	汚水処理施設の構造図		
	汚水処理の系統図		
	汚水の集水及び導水の方法、排水の排出方法に関する図面。		
	工場案内図		
	汚水処理施設の設計計算書		

適否について、適合は○、不可は×、不要な場合は－とする。

備考の欄には、適否の理由等を記載する。

水質汚濁防止法に基づく特定施設設置等届出書に係る審査内容チェックリスト(例2:届出書別紙ごとのチェック事項)

受付者

届出者 届出日 平成 年 月 日 担当者 連絡先

	項目	適否	備考
形式	届出書は正本1部、写し1部であるか。		
	「様式第1」に「別紙1～6」が添付されているか。		
	特定施設及び汚水等処理施設(排水口含む)の配置図が添付されているか。		
	特定施設及び汚水等処理施設の主要構造図(寸法入)が添付されているか。		
	汚水等処理系統図が添付されているか。		
	設計計算書が添付されているか。		
様式第1	届出日が受付当日になっているか。		
	届出先が〇〇市長になっているか。		
	届出者が法人である場合、代表権を有している者となっているか。		
	届出者が代表権を有する者ではない場合、「代理人 〇〇事業部長 △△△△@」と記載され、水質汚濁防止法に係る届出行為に関する委任状等が提出されているか。		
	届出者の印(法人である場合は代表者印、代理人による届出の場合はその者の印)が押印されているか(社印はなくてもよい)。		
	「工場又は事業場の名称」、「工場又は事業場の所在地」が記載され、「特定施設の種類」に号番号及び名称が記載されているか。		
別紙1	事業所において施設を特定することができる施設番号が記載されているか。		
	特定施設の号番号及び名称が記載されているか。		
	「型式」に型番、「構造」に〇〇製、「主要寸法」に縦横高さ等、「能力」に時間又は1日当りの能力が記載されているか。		
	「配置」には特定施設及び関連する施設等の事業所内配置を記載するが、欄が狭いことから「別添配置図のとおり」と記載され、配置図が添付されているか。		
	設置の場合は着手予定、完成予定及び使用開始予定、変更の場合は設置、着手予定、完成予定及び使用開始予定が記載されているか。		
	別紙1及び3の着手予定年月日が届出日の翌日から起算して61日目以降となっているか。		
別紙2	施設番号及び特定施設号番号及び名称は別紙1と同様か。		
	「設置場所」は「別添配置図のとおり」と記載されているか。		
	操業の系統図(特定施設への流入及び流出を含んだもの)が添付されているか(別添系統図となっている場合が多い)。		
	使用時間間隔及び1日当りの使用時間が記載されているか。		
	季節変動がある場合その旨の記載があるか。		
	原材料の種類、使用方法及び1日当りの使用量が使用目的も含めて記載されているか。		
	当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態(原材料等を勘案し必要な項目についてのみ)が記載されているか。		
	汚水等の量に当該特定施設から排出される汚水等の量が記載されているか。		

別紙3	事業所において当該汚水等処理施設を特定することができる施設番号が記載されているか。		
	「設置場所」は「別添配置図のとおり」と記載されているか。		
	設置の場合は着手予定、完成予定及び使用開始予定、変更の場合は設置、着手予定、完成予定及び使用開始予定が記載されているか。		
	汚水等処理施設の種類、型式及び構造が記載されているか。		
	主要寸法については別様で構造図等が添付されているか。		
	1日当りの処理能力、処理方式、処理系統(別紙2の操業系統図と同一の場合が多い)が記載されているか。		
	特定施設からの汚水等の集水方法及び集水先から処理施設までの導水方法が記載されているか(別様となっている場合が多い)。		
	使用時間間隔及び1日当りの使用時間が記載されているか。		
	季節変動がある場合その旨の記載があるか。		
	処理施設において用いる消耗資材の使用目的、種類及び使用量が記載されているか。		
	処理施設に流入する汚水等の汚染状態及び処理後の汚染状態について通常時及び最大時の記載があるか。		
	処理施設において発生する残さの種類、量及び処理方法(業者委託含む)が記載されているか。		
排出水の排出先(例:処理施設→側溝→○○川)が記載されているか。			
別紙4	事業所において排水口を特定することができる施設番号が記載されているか。		
	排出水の汚染状態が別紙3の汚水等の汚染状態の処理後の項目及び数値が記載されており、排水基準に適合しているか。		
	排水口における排出水の量が記載されているか。		
別紙5 (指定地域内の工場及び事業場に限る)	指定3項目について別様で記載されているか。		
	特定排水水について業種その他の区分ごとに汚染状態、水量が記載されているか。		
	汚濁負荷量が算出されており、合計量が総量規制基準に適合しているか。		
	非特定排水水がある場合、種類及び用途、汚染状態、汚濁負荷量が算出されているか。		
別紙6	用水及び排水の系統が記載されているか。		
	用途に原料用水等、使用水に地下水等、用水使用量に使用量が記載されているか。		

水質汚濁防止法に基づく特定施設設置等届出書に係る審査内容チェックリスト(例3: 審査手順ごとのチェック事項)

事業場名() 担当()

分類	項目	確認する事項	適用	
§ 1-1 届出内容 の確認	届出有無	過去に届出があるか	あり・なし	
	特定施設の変更	(届出がある場合)特定施設の増減、更新など変更があるか	あり・なし	
	届出種別	届出の種別が適合しているか	適・不適	
	記載事項・添付書類	様式(別紙含む)及び添付書類の欠落や記載事項に問題ないか	適・不適	
§ 1-2 受理印の 押印	届出書の受領	受領した2部の記載事項及び添付書類は同一か	適・不適	
	受領印の押印	受理印を押印したか	済・未処理	
§ 1-3 文書番号 の付与	届出受理簿への記入	届出受理簿に必要事項を記入し、文書番号を付与したか	済・未処理	
	供覧の実施	届出書とともに届出受理簿を供覧したか	済・未処理	
§ 1-4 内容審査	(様式第1) 届出者	(届出がある場合)氏名変更・承継届出の必要はあるか	必要・不要	
		法人にあつては、法人の代表者か(委任状が必要な場合添付されているか)	適・不適	
		押印(法人の場合は社印(角印不可))されているか	適・不適	
	別紙1 特定施設	特定施設は全て記されているか	適・不適	
		届出期限は順守されているか(期間短縮申請、遅延理由書が必要か)	適・不適	
		(構造等変更の場合)変更前後の内容がわかるか	適・不適	
	別紙2	汚水の汚染状態	排水基準が適用される項目が記されているか	適・不適
		汚水の量	一日あたり排水量の算定方法は適当か	適・不適
	別紙3・4	汚水処理施設	当該汚水処理施設の設置は排水基準を満足するか	適・不適
			浄化槽・油水分離槽の種類・数についても記されているか	適・不適
			処理前と処理後の汚染状態が処理施設の保証能力以上でないか	適・不適
			汚水の流入量が処理施設の能力の範囲内か	適・不適
	排出方法	排出水の排出方法(河川名、下水道等)について記されているか	適・不適	
	別紙5	指定項目	指定項目別(COD,窒素,りん)に作成されているか	適・不適
		総量規制基準	汚濁負荷量及び総量規制基準の算定に誤りはないか	適・不適
			総量規制基準を満足するか	適・不適
	別紙6	施設の記載	図中に特定施設、排水処理施設が記されているか	適・不適
		系統図	事業場全体の用水・排水の全系統が記されているか	適・不適
		水収支	事業場全体の用水・排水の収支が合うか(添加薬剤、消失水があればそれも明記されているか)	適・不適
		用水使用量	別紙2～6に記されている水量が一致しているか	適・不適
別紙7～11		有害物質を使用する場合、記載事項の欠落はないか(確認事項は上記参照)	適・不適	
添付書類		事業場平面図・特定施設を含む操業の系統図・汚水等の処理の系統図・事業場の位置及び排出水の公共用水域へ至る経路・用排水系統図・特定施設構造図・汚水処理施設の構造図又は設計図の記載事項に不備はないか	適・不適	

§ 1-5-6 受理書 交付手続	交付の起案	受理書交付の起案作成。受理書案の下部に実施制限期間解消の旨を明記したか(事後の届出を除く)	済・未処理
	公印の押印	決裁終了後、押印申請し、総務課で公印を押印	済・未処理
	受理書写しの保管	公印押印後、受理書写しを「受理書交付」ファイルに保管したか	済・未処理
	受理書の交付	「受理書交付控」ファイルに保管済の写しに来課日、所属・氏名を署名したか	済・未処理
§ 1-7 交付後 処理	電子情報の登録等	電子ファイルに必要事項の登録(変更)をしたか	済・未処理
	決裁(写し)の保管	「水質汚濁防止法届出書」ファイルに交付日を記入し、保管したか	済・未処理
	届出書の保管	届出書を所定の書庫に保管したか	済・未処理

(注) 本様式は、届出受理から届出書保管までの事務を進行管理するために作成したものであり、受理書交付決裁の際には参考資料として添付し、届出書の保管時には併せて本様式も保管するものとする。

水質汚濁防止法に基づく特定施設の解釈に係る疑義照会事例について

水質汚濁防止法に基づく特定施設の解釈に係る過去の照会事例については、既に平成 20 年に「特定施設の解釈にかかるガイドライン（第 1 版）」（以下「ガイドライン」という。）を都道府県及び水質汚濁防止法政令市に配布しており、届出事務処理における特定施設の解釈に当たっての参考資料として活用いただいているところです。

今般、届出事務の処理の迅速化に資するための方策の一つとして、ガイドライン配布後に特定施設の解釈に関して環境省水環境課宛て照会があった事例を抜粋して添付いたしますので、届出の審査にあたっての参考としてください。

水質汚濁防止法に基づく特定施設の解釈に係る疑義照会事例

事例	特定施設番号65の解釈について
状況・条件	<p>A社（精密機械加工業）では、ステンレス製品の表面研磨のため湿式バレル研磨機を使用している。バレル研磨機の中に製品、研磨石（プラスチック製）、水及び粉末のコンパウンドを投入し、1時間ほど攪拌し、研磨処理を行っている。</p> <p>コンパウンドは2%水溶液でpHが7.6。また、界面活性剤（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）が含まれている。</p> <p>なお、A社では他に水質汚濁防止法の特定施設に該当する施設はない。</p>
照会内容	上記の状況において、A社は水質汚濁防止法の特定施設65号の酸・アルカリによる表面処理施設に該当するか。
照会者の見解	該当しない。
照会者の見解の根拠	<p>平成18年8月1日茨城県照会における環境省回答において、「洗浄に用いる薬液のpHが5.8未満であるか8.6を越えるもの、または左記条件に限らず、洗浄に用いる薬剤が酸か塩基としての働きを期待したものであって、洗浄廃液に有害物質或いは生活環境に係る被害を生じるおそれのあるものを含む場合を基準としている」とある。</p> <p>当該薬液に含まれる界面活性剤は、広く普及している合成洗剤等に含まれる成分にすぎず、環境省回答にある「酸か塩基としての働きを期待」しているとまではいえないから。</p>
環境省の見解	<p>当該施設が特定施設（65 酸又はアルカリによる表面処理施設）に該当するかどうかは、バレル研磨機に使用するコンパウンドが、酸又はアルカリとしての働きを期待したものであるかどうかで判断されたい。</p> <p>貴見解の根拠にあるように界面活性剤成分以外に特段の薬剤が含まれないのであれば、当該施設は特定施設に該当しないと判断してよい。</p>
環境省の見解の根拠	

事例	水面貯木場に係るその他公共の用に供される水域への該当の判断について
状況・条件	<p>A市に所在するB社は、合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（別表第1、21の3）を有する特定事業場である。</p> <p>B社は、C湖（湖沼）に面する自社所有地を掘削し造成した水面貯木場（面積約6万m²）を有しており、汚水を当該貯木場に排出して希釈している。</p> <p>当該貯木場は、開口部（開口部長さ：約14m）を通じて貯木場内の水と湖水が自由に入り可能な状態にあるが、A社専用として使用されており、一般市民が自由に水面に接近し利用する状況にはない。</p> <p>河川管理者である国土交通省D河川事務所に対し、当該貯木場の河川法上の河川への該当の有無について照会した結果、民間企業が営利目的をもって自社所有地を掘削して設けたもので、公共目的の用には供されない（排他的に使用している）ため、河川に該当しないとの回答を得ている。</p>
照会内容	<p>以下1～4の理由により</p> <p>① 当該貯木場は「その他公共の用に供される水域」に該当しないと判断してよろしいか。</p> <p>② 仮に開口部に水門（*）が設置されている場合でも、当該貯木場は「その他公共の用に供される水域」に該当しないと判断してよろしいか。</p> <p>*水門：堤防効用の観点から、浸水、冠水を防ぐため、洪水、大潮等のおきのみ閉鎖するものであり、平常時は開放している。</p>
照会者の見解	<p>1 一般市民が自由に水面に接近し利用出来る状況になく、B社が私的かつ排他的に使用していることから、公共の用に供されているとは認められないため。</p> <p>【根拠】</p> <p>「その他公共の用に供される水域」への該当については、当該水域の水と水面の利用状況に関する客観的事実により個別具体的に判断する必要がある（逐条解説水質汚濁防止法）。</p> <p>2 貯木場は登記簿上でB社所有地内に所在しているため特定事業場に該当し、その開口部が排出口に該当すると考えられるため。</p> <p>【根拠】</p> <p>排水口は「排水水を排出する場所をいう」としているのは、排水口とは特別の排水設備或いは排水のための構築物に限る趣旨ではなく、広く特定事業場から公共用水域に排水水が排出される地点をいうこととすることにある（昭和46年7月31日環水管第12号）。</p> <p>3 潮の干満によって事業場内の池に流入した海水が引き潮時に公共用水域に排出される場合、排水水に該当するとされていることから、公共用水域と水が自由に行き来する特定事業場内の池であっても公共用水域と区別しているものと認められる。従って、特定事業場内にある貯木場についても公共用水域に該当しないと考えられるため。</p> <p>【根拠】</p> <p>（問）満潮時に特定事業場の排水口から事業場内の池に流入した海水が引き潮時に排水口から海域へ排出された場合において当該排水水は水質汚濁防止法第十二条に規定</p>

	<p>する排水に該当するか否か、回答方お願いする。</p> <p>(回答) 水質汚濁防止法第2条第3項に規定する排水は、特定事業場から公共用水域に排出される水をいうものであり、その原因が潮の干満によるものであっても、これを他の場合と区別する理由はないので、法に規定する「排水」に該当すると解する(昭和61年7月4日環水規第111号 大分海上保安部長あて 水質規制課長回答)。</p> <p>4 B社が自社所有地に新たに貯木場を造成した今回の事例は、本来、公共用水域であったものが一般の利用に供されない状態になった場合を想定した事例には当てはまらないため。</p> <p>【根拠】</p> <p>公共用水域の一部が一般の利用に供されない状態になったとしても、当該水域が、一般の利用に供される水域につながっている場合は、なお、公共用水域たる性質を失わないものと解される(昭和47年1月28日付環水管第4号)。</p>
<p>照会者の 見解の根拠</p>	<p>1 逐条解説水質汚濁防止法(中央法規出版発行) ([3]その他公共の用に供される水域に係る解説)</p> <p>2 昭和46年7月31日環水管第12号 (「特定施設の解釈にかかるガイドライン」P70)</p> <p>3 昭和61年7月4日環水規第111号 (「特定施設の解釈にかかるガイドライン」P28)</p> <p>4 昭和47年1月28日付環水管第4号 (「特定施設の解釈にかかるガイドライン」P20~21)</p>
<p>環境省の 見解</p>	<p>①②ともに水面貯木場を公共用水域と判断することが適当と解する。</p>
<p>環境省の 見解の根拠</p>	<p>当該水面貯木場と中海(湖沼)が接し、開口部を通じて貯木場内の水と湖水が自由に出入りしている状況にあつては、当該貯木場へ排出する水は、C湖(湖沼)へ排出しているものと同視できると解するため。</p> <p>②にあつては、「状況・条件」にあるとおり平常時は開放しているのであれば、①と同様に扱うことが適当と解する。</p>

事例	水質汚濁防止法施行令第1の71の2に関する疑義等について
状況・条件	<p>A社は製薬研究所として有害物質を使用する洗浄施設（令第1の71の2）の届出を有する特定事業場である。</p> <p>このA社が同一敷地内に新たに研究成果を具現化する小規模な製造部門を立ち上げることとなった。</p>
照会内容	<p>1. A研究所の行うべき届出措置は、次のうちどれに該当するか。</p> <p>（1）既存の洗浄施設は、法第10条の届出（令第1の71の2の廃止届）が必要となる。</p> <p>また、新設される製造部門及び既存の研究部門の全ての施設は、医薬品製造業に供する施設として該当する場合、法第5条の届出（令第1の47の設置届）が必要となる。</p> <p>（2）A研究所は製造工場に組織的に附属しているとは解せないため、既存の洗浄施設は、届出不要（継続して令第1の71の2として取り扱う）となる。</p> <p>また、新設される製造部門の施設は、医薬品製造業に供する施設として該当する場合、法第5条の設置届出（令第1の47の設置届）が必要となる。</p> <p>（3）A研究所は製造工場に組織的に附属しているとは解せないため、既存の洗浄施設は、届出不要（継続して令第1の71の2として取り扱う）となる。</p> <p>また、新設される製造部門の施設は、科学技術に関する研究に供する施設として該当する場合、法第5条の設置届出（令第1の71の2の設置届）が必要となる。</p> <p>2. 上記（1）の場合、水質汚濁防止法の廃止届を契機とする土壤汚染対策法第3条第1項に基づく土壤調査の必要はあるか。</p>
照会者の見解	<p>1について</p> <p>（2）に該当する。</p> <p>2について</p> <p>土壤調査は必要である。</p>
照会者の見解の根拠	<p>1について</p> <p>昭和49年12月24日環水規第236号、水質保全局長通知において、「工場又は事業場に組織的に附属しており、かつ、工場又は事業場と同一敷地内に設置されている研究所は、当該工場又は事業場の一部として取り扱うものとする」とされ、工場と同一敷地内に設置されている研究所は特定事業場に該当しないとされている。</p> <p>しかしながら、当該研究所においては、研究部門に比して製造部門が明らかに小規模であること、研究内容に製造部門外の範囲を含むことなどから、前述の局長通知における「工場又は事業場に組織的に附属している研究所」と解することは適当ではないと考える。</p>

	<p>次に、昭和 47 年度水質汚濁防止法担当者研修テキストで、「ある事業場が幾つかの業種を兼ねる場合は、その事業場全体としてどの業種に分類されるかは別として原則としてそれぞれの業種を兼業するものとして当該施設の届出をすることとしている。」とあるので、当該研究所に新たに設置される製造部門の施設については、医薬品製造業に供する施設として取り扱うものとする。</p> <p>2 について</p> <p>中央法規出版 環境庁水質保全局監修、水質法令研究会編集「逐条解説 水質汚濁防止法」では、「特定施設の使用を廃止したとき」とは、当該特定施設の使用を永久に停止したときその他、当該特定施設の用途変更によりその種類を変更した場合を含む」とある。</p> <p>したがって、当該研究所が工場又は事業場の一部として取り扱うこととなった場合、既存の洗浄施設は廃止の届出を要するものとする。</p> <p>これにより、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の「使用が廃止された有害物質使用特定施設」に該当するため、土壤汚染調査が必要となると考える。</p>
<p>環境省の見解</p>	<p>1 について 環境省の見解の根拠を参考に判断されたい。</p> <p>2 について 土壤汚染対策法第 3 条 1 項の調査等が必要となる。ただし、都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(取扱の詳細については、土壤担当に確認をお願いします。)</p>
<p>環境省の見解の根拠</p>	<p>1 について、</p> <p>研究所とは試験研究を行う事業場をいうものであるが、原則として工場に附置されるものは含まない。ただし、研究の内容、組織上の形態、企業におけるその事業場の役割を考慮して、いわゆる中央研究所に該当するものが工場に附置されているだけであると判断される場合にはこの限りではない。</p> <p>本件の場合、A 社研究所の事業場の敷地内に、研究成果の一部具現化を図るための小規模な製造部門を立ち上げるものであるが、A 社研究所に設置されている洗浄施設（7 1 の 2 イ）が引き続き特定施設に該当するか否かの判断に当たっては、当該事業場の規模に限らず、研究の内容、組織上の形態、企業におけるその事業場の役割を考慮し判断されたい。</p> <p>なお、医薬品製造業の用に供する施設として水質汚濁防止法施行令に定める施設を設置している場合は、水質汚濁防止法第 5 条の設置の届出が必要である。(貴見解の根拠のとおり。)</p> <p>2 について</p> <p>研究所が工場又は事業場に附属し同一敷地内に設置された場合、当該研究所は工場又は事業場の一部として取り扱うこととなり、特定施設ではなくなる。</p> <p>その場合、当該施設については、水質汚濁防止法第 1 0 条の廃止の届出が必要となり、これに伴い、土壤汚染対策法第 3 条 1 項に基づく調査が必要となる。しかし、同項にあるただし書きのとおり、都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p>

事例	特定施設番号71号の4の解釈
状況・条件	A社は、産業廃棄物の処理を行う特定事業場である。71号の4(イ)に該当する産業廃棄物処理施設を設置しているが、今回その施設を利用して、微量PCBの処理を計画している。当該施設では、計画している微量PCBの処理と合わせて、従来の産業廃棄物の処理も行う。
照会内容	今回の計画では、PCBの処理を行うということで、71号の4(ロ)に該当すると考えられる。昭和46年6月28日に、(社)産業公害防止協会が発行している「水質汚濁防止法にもとづく特定施設について」に、「一つの特定施設が2つ以上の業種に該当しているとみられる場合は、事業場全体の主要な業態に従うこととする。」と書かれているが、今回の例の71号の4(イ)と71号の4(ロ)は、同業種であり、また、PCBの処理施設が、廃棄物焼却施設とは別に特定施設の番号が設けられた背景から、当該施設には、71号の4(イ)と(ロ)の両方の番号をつけてよろしいか。
照会者の見解	上記のとおり。
照会者の見解の根拠	「昭和46年6月28日に、(社)産業公害防止協会が発行している水質汚濁防止法にもとづく特定施設について」に、「一つの特定施設が2つ以上の業種に該当しているとみられる場合は、事業場全体の主要な業態に従うこととする。」と書かれているが、今回の例の71号の4(イ)と71号の4(ロ)は、同業種であること。廃掃法施行令における施設において、PCBの処理は除くことになっていること。以上の2点から、当該施設に2つの番号をつける。
環境省の見解	71号の4(イ)又は(ロ)のいずれかの特定施設とすることが適当と解する。
環境省の見解の根拠	従来より、「一つの特定施設が2つ以上の業種に該当しているとみられる場合は、事業場全体の主要な業態に従う」こととしてきている。同様の考え方により、主な目的に応じた特定施設により整理することが適当と考える。 なお、届出に際し、届出様式1の備考に主要な業態以外の業態について記載しておく方が適切であると考えている。

事例	電気分解により鉄の純度を高める施設の特定施設への該当について
状況・条件	照会の対象となる施設は、鉄の電解精錬を行う施設である。 陽極及び陰極に鉄（99.8%）を用いて、硫酸第一鉄等の水溶液中で、電気分解を行い、陰極に鉄を析出させることで、より純度の高い鉄（99.9%以上）を得ている。 電極に用いる鉄は電解精錬に用いるまでの間、防錆のための特別な措置はとっていないため、少量ではあるが、さびの成分が通常含まれていると考えるのが自然である。
照会内容	上記の施設は水質汚濁防止法の特定施設に該当するか。
照会者の見解	水質汚濁防止法施行令別表第1の「63-ロ 電解式洗浄施設」に該当する。
照会者の見解の根拠	特定施設の解釈にかかるガイドライン（第1版）272ページ 63-ロ 電解式洗浄施設に係る説明に 「・・・鋼材、鋼板等のさび取りを行なう施設をいう。」という記述がある。 今回照会する施設で陽極に用いられている鉄は電気分解により、一旦は電解液中に溶け出すが、さび等の不純物がより少ない状態で陰極に析出する。このことは、当該施設が鉄の「さび取り」を行っていることと捉えることができるため。
環境省の見解	「63-ロ 電解式洗浄施設」には該当しないと解する。 電極に錆等の不純物があり、当該不純物が溶液中の酸又はアルカリの作用により除去されている場合には、当該施設は、「酸又はアルカリによる表面処理施設」に該当すると解する。
環境省の見解の根拠	貴見解にある、陽極から溶解した鉄と陰極で析出する鉄の純度の向上をもって洗浄していると捉えることは困難と考える。

事例	医薬品製造業における研究の用に供する施設について
状況・条件	A社は医薬品（中間体等）を製造する事業者である。この事業場では、医薬品製造の他に、同一敷地内で治験薬の製造及び製造技術の研究を行っている。 当該事業場で製造された治験薬は、各種試験を経て承認されたもののうち、一部を同敷地内製造ラインで製造している。
照会内容	①当該事業場が設置する治験薬の製造の用に供する廃ガス洗浄施設は47ホに該当するか。 ②当該事業場が設置する製造技術研究の用に供する流し台及び廃ガス洗浄施設は71の2イに該当するか。それとも廃ガス洗浄施設のみが47ホに該当するのか。
照会者の見解	①該当する。 ②71の2イに該当する。
照会者の見解の根拠	①治験薬の製造であっても、医薬品製造工程の一部として解されるため、製造工程で使用される廃ガス洗浄施設は47ホに該当すると思われる。 ②昭和47年5月8日環水管第22号「水濁法施行令別表第一における「該当業種」について」において、「工場または事業場がいかなる業種に該当しているかを判断するにあたっては、当該工場または事業場がその主たる事業の属する業種に該当すると考えるのみならず、 <u>主たる事業活動の一環として行う事業の属している業種にも該当しているものと解することとする。…</u> 」とある。そのため、これまで平塚市では同一事業場において、研究の用に供する施設は71の2としてとらえている。しかし一方で、昭和49年12月24日環水規第236号「試験研究機関関係について」において、「 <u>学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所には、工場又は事業場に組織的に附属している、かつ工場又は事業場と同一敷地内に設置されている研究所は含まない。</u> この工場又は事業場と同一敷地内に設置されている研究所は <u>当該工場又は事業場の一部として取り扱うものとする。</u> 」とされている。 本件のように、特定事業場が主たる事業の他に、事業に係る研究開発部門を備えている場合は多く、今後の運用にあたり、解釈を明確にしていきたい。
環境省の見解	①貴見解のとおり。 ②環境省の見解の根拠を参考に判断されたい。
環境省の見解の根拠	①貴見解の根拠のとおり。 ②研究所とは試験研究を行う事業場をいうものであるが、原則として工場又は事業場に附置（組織的に附属し、かつ同一敷地内に設置）されるものは含まず、当該工場又は事業場の一部として取り扱う。ただし、研究の内容、組織上の形態、企業におけるその事業場の役割を考慮して、いわゆる中央研究所に該当するものが工場に附置されているだけであると判断される場合にはこの限りではない。 本件の場合、研究施設が工場と同一敷地内に設置されていることから、当該研究施設が工場に組織的に附属し、かついわゆる中央研究所に該当しない場合には“47ホ”、その他の場合には“71の2イ”と解される。

事例	特定施設番号65の解釈について
状況・条件	A社（電気機械器具製造業）では、ふっ酸のガスでガラス製品の表面処理を行い、その後ガラス製品は水で洗浄する計画である。 （A社は他に、届出済みの水質汚濁防止法の特定施設がある。）
照会内容	上記の状況において、ふっ酸のガスによる表面処理を行う施設は水質汚濁防止法の特定施設65号の酸又はアルカリによる表面処理施設に該当するか。
照会者の見解	該当する。
照会者の見解の根拠	当該事例は、ガラス製品の表面処理にふっ酸のガスを使用するものであるが、気体、液体等の性状に拘わらず、酸を使用して行う表面処理の施設は、特定施設65号の「酸又はアルカリによる表面処理施設」に該当すると解される。また、洗浄排水にはふっ酸が含まれている可能性があり、特定施設として取り扱うことが適切と考える。 なお、昭和46年6月28日通商産業省公害保安局編集「水質汚濁防止法にもとづく特定施設について」において、特定施設65号該当として「ガラス製品の弗酸による洗浄施設」が例示されている（特定施設の解釈にかかるガイドライン（第1版）281ページ記載）。
環境省の見解	表面処理施設の一部施設にて洗浄し排水するのであれば当該施設は「特定施設65号酸又はアルカリによる表面処理施設」に該当すると解される。
環境省の見解の根拠	酸又はアルカリが液体であるかどうかは貴県の根拠に記載のとおりであるが、特定施設は汚水・廃液を排出するものであるため、その点に留意する必要がある。